

平成17年9月27日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書の修正について

食品安全部基準審査課

1. 1日摂取量の推定について

指摘事項)

ナタマイシンの1日摂取量の推計根拠として食糧需給表を引用している理由について確認すること。

(回答)

食品添加物の安全性評価において、1日摂取量の推計を行うにあたっては、原則として「国民栄養調査」に基づき算出することとしているが、対象となる食品添加物の使用方法などに応じ、より適切な推計となるよう様々な統計を用いている。

ナタマイシンの1日摂取量の推計にあたり用いた国民一人あたりのチーズの摂取量については、「国民栄養調査（平成7～9年度）」に基づき算出するとプロセスチーズとしておおよそ年900gであるが、平成13年度食糧需給表に基づき算出するとチーズとして年1.9kgとなることから、より摂取量の大きい「食糧需給表」に基づき1日摂取量を推定し、安全性評価を行うこととしたものである。

2. 食品一般の規格基準について

分科会での審議結果に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書の該当部分を次案のとおり訂正する。

(案)

(3) 食品一般の成分規格の改正

ナタマイシンの指定にあたり、食品一般の成分規格における「食品は、抗生物質を含有してはならない。」との規定を改正し、食品衛生法第10条の規定に基づき指定された食品添加物を当該規定の例外として位置づけることとする。

なお、現在、農薬、動物用医薬品または飼料添加物であって残留基準が定められているものは当該規定の例外とされており、本規定改正により食品添加物についてもこれらのものと同様に取り扱うこととする。